

F-Monte. SOCIO 会員規約

第1条（名称および運営）

「F-Monte. SOCIO」（以下「ソシオ」）は、一般社団法人 GOODLY SPORTS CLUB（以下「一社」）がその運営を行う。

第2条（目的）

ソシオは一社が運営する女子サッカーチーム「F-Monte.Yoshikawaminami」を応援することを通じて、女子サッカーの普及及び女子サッカー選手の育成に寄与することを目的とする。

第3条（会員）

ソシオは、F-Monte.SOCIO 会員規約（以下「本規約」）を承認し、一社所定の入会手続きおよび年会費の支払いを行い、一社が審査のうえ入会を認めた方及び法人を会員とする。

第4条（会員の種別・会費）

ソシオには、以下の種類がある。

- ・SOCIO プレミアム会員 ¥100,000/年
- ・SOCIO ゴールド会員 ¥50,000/年
- ・SOCIO シルバー会員 ¥10,000/年
- ・SOCIO ブロンズ会員 ¥5,000/年

第5条（会員期間・年会費の決済）

会員期間は入会日に関わらず、1月から12月までの1年間とし、所定の年会費を所定の方法により年1回支払うものとする。

更新は自動更新とし、退会申請がない場合は、更新するものとみなす。

尚、理由の如何を問わず一旦お支払いいただいた年会費は返却しないものとする。

第6条（保護者の義務）

満18歳未満の方が入会の申し込みをされる場合には、保護者の同意が必要となる。満18歳未満の会員の保護者の方は、その会員に代わって本規約第5条に定める会費を支払うものとする。

第7条（自己責任）

1. 会員は、自己の責任のもとでサービスを楽しむものとし、一社に対して何らの迷惑、または損害を与えないものとする。
2. サービスの利用に関連して、会員が第三者に対して損害を与えた場合、または会員と第三者の間で紛争が生じた場合、当該会員は、自己の責任と費用をもってこれを解決するものとし、一社はいかなる責任をも負わないものとする。
3. 会員は、他者の行為に対する要望、疑問、若しくはクレームがある場合は当該他者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決するものとする。
4. 一社以外の第三者が会員に対して提供するサービス等の利用に関連して会員が損害を受けた場合、一社はいかなる責任をも負わないものとし、一切の損害賠償義務から免れるものとする。

第8条（その他の禁止事項）

会員は、ソシオおよび一社に関し、以下の行為を行わないものとする。

1. 一社または第三者の著作権、商標権等の知的所有権を侵害する行為、またはその恐れがある行為
2. 第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為またはその恐れがある行為
3. 会員は、ソシオ及びサービスを利用して、営利を目的とした行為及びその準備を目的とした行為
4. 第三者になりすましてソシオに入会する行為
5. 他の会員になりすましてサービスを利用する行為
6. 他の会員に自らの資格または資格によって受けられるサービスを利用させる行為
7. 自らの資格を第三者に譲渡する行為
8. 一社あるいは第三者を誹謗中傷し、または一社あるいは第三者の名誉、信用を毀損する行為
9. 一社あるいは第三者に不利益を与える行為またはその恐れがある行為
10. ソシオの運営を妨げるような行為
11. 一社の運営を妨げる行為
12. 前各号の他、本規約および利用規約等、法令または公序良俗に違反する行為、またはそれらの恐れがある行為
13. 前各号の行為を第三者に行わせる行為
14. その他一社が不適切と判断する行為

第9条（反社会的勢力の排除）

ソシオは会員が各号のいずれかに該当していることが判明した場合、ソシオはその会員登録を抹消し、当該会員の会員資格を取り消すことができるものとする。その場合第5条の定めにより年会費は返却しない。

1. 暴力団員による不当な行為に関する法律(平成3年5月15日 法律第77号)第2条の暴力団、又はこれに類する反社会的団体（以下「暴力団等」といいます）に所属する者（以下「暴力団員等」といいます）。
2. 暴力団員等でなくなった時から5年経過しない者
3. 暴力団等および暴力団員等と組織上、又は業務上の関係を有し、もしくは当該関係を有する団体に所属する者。
4. 暴力団員等に対し、資金その他便宜を提供し、又は社会的に相当と認められない密接な関係を有すると一社が認める場合。

第10条（届け出事項の変更）

会員はソシオへ届け出た住所、氏名等などの事項に変更が生じた場合は、すみやかにこれを一社へ通知しなければならない。変更通知がない場合、一社からの発送物が到着しなかった等の事故について、一社は一切責任を負わないものとする。

第11条（個人情報について）

会員の個人情報は、ソシオの情報およびイベント、グッズの案内等に使用する。また、一社は、ソシオに関する業務の一部を委託し、守秘義務を締結している協力会社、提携会社、および業務委託先会社に対して必要な範囲で個人情報を提供することがある。

第12条（個人情報保護方針）

会員の個人情報については、一社の公式ホームページに記載のプライバシーポリシーに準じる。

第13条（会員の権利等）

会員は一社の資産等について何らの権利も請求権もないものとする。

第14条（免責）

一社は、ソシオ及びサービスの利用により会員または第三者が被った損害等に対し、一切の責任及び損害賠償義務を負わないものとする。

第 15 条（ソシオの運営）

1. ソシオの運営は一社が運営し執行するものとする。
2. 会員は一社が運営し執行することの意思決定に参加することはできない。

第 16 条（紛争）

ソシオに関して生じた会員間の紛争は、当事者間で解決するものとし、会員は一社に対しいかなる苦情の申し立ても行わないこととする。

第 17 条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとする。

第 18 条（管轄裁判所）

本契約に関して万一、会員と一社との間で紛争が生じた場合、一社の本店所在地を管轄する地方裁判所を合意管轄裁判所とする。

第 19 条（退会）

次の場合には、一社は会員をソシオから退会させることができるものとし、会員はすみやかに承諾するものとする。

1. 会員より退会の申出があり、所定の手続きを一社が受け付けた場合。
2. 会員が本規約に違反、もしくはソシオの名誉を著しく傷付けた場合で、一社が不相当と認めた場合。

第 20 条（規約の変更）

本規約に定めのない事項については、一社において必要の都度定めるものとする。

第 21 条（その他）

会員は、本規約に定めのない事項について、別途一社の定めるところに従うものとする。